

2025年度 芝浦工業大学 工学部 学修の手引

I 工学部共通

8 学籍

(1) 学籍とは

- 本学の入学者選抜に合格し、所定の入学手続きを行い『学生証』の交付を受けた者は、本学の『学籍』を取得し、本学で教育を受け、研究活動を行える『学生』としての身分を有します。
- 『在学』とは本学の学籍を有する学期において修業していること（休学・停学していない）をいいます。

修業年限

本学の教育課程を修了するために必要な在学期間は『4年』です。
ただし、休学・停学期間は修業年限に算入しません。

在籍可能期間

本学に在籍することができる期間は『8年』です。

卒業

卒業とは、本学の教育課程を修了して学生としての身分を終了することです。
卒業者には、学士の学位が授与されます。

(2) 学籍の異動

- 以下の事項に該当する場合には所定の手続きが必要となります。

留年

項目	内容
留年とは	現在の年次から進級しない、もしくは4年次終了時に卒業せず原級に留まることをいいます。
申請	①単位の取得状況が思わしくなく自主的に留年する場合 在籍コースの履修指導学年担当と面談のうえ、3月上旬までに『留年願』にて申請してください。たとえ取得単位数が少なくても、進級条件を満たしている場合は申請がない限り進級します。 ②所定の進級条件・卒業要件を満たさない場合 自動的に留年となります。申請は不要です。
期間	自主的に留年した場合、もしくは進級条件を満たせず留年した場合は、進級条件を満たして年度末を迎えるまで原級に留まります。 <u>春学期末時点で進級条件を満たしたとしても、年度の途中で進級することはありません。</u> 『卒業停止』のため留年となった場合は、卒業要件を満たせるまで原級に留まります。
修業年限	留年期間も在籍可能期間の8年に算入されます。

休学

項目	内容
休学とは	現傷病その他やむを得ない理由で一定期間修学しないことをいいます。 <u>休学を希望する学期の直前の学期までの学費を全て納めていることが必要です。</u>
期間	休学期間は原則1カ年以内として、 春学期休学 4月1日～同年9月30日 秋学期休学 10月1日～翌年3月31日 年間休学 4月1日～翌年3月31日 に区分されます。 <u>連続して2年を超える休学はできません。</u>
申請	在籍コースの履修指導学年担当と面談のうえ、春学期休学・年間休学を希望する場合は3月上旬、秋学期休学を希望する場合は9月上旬までに『休学願』にて申請してください。 年度をまたぐ場合には、年度毎に『休学願』を申請してください。
修業年限	休学期間は在籍可能期間の上限8年に算入されますが、修業年限の下限4年には算入されません。
単位認定	休学期間中に開講されている科目は履修登録ならびに単位取得できません。通年科目を履修中に秋学期休学をする場合、当該科目の履修は無効となります。休学期間中に学外教育機関において取得した単位は、「学外単位等認定制度」に基づき、指定の期間に申請することができます。
学費	休学期間中は、授業料および維持料を免除し、休学在籍料を納入してください（一部委託会費の納入が必要になる場合があります）。

復学

項目	内容
復学とは	休学期間を満了し、在学状態に戻ることをいいます。
申請	休学期間満了の1～2カ月前に、原則として保証人宛に復学に関する案内を送付します。春学期より復学する場合は前年度3月上旬、秋学期より復学する場合は当該年度9月上旬までに『復学願』にて申請してください。 復学せずに引き続き休学を希望する場合は、改めて休学を申請してください。
学費	復学した学年・学期に適用される学費を納入してください。

退学

項目	内容
退学とは	在籍中に、事情により本学を離籍することをいいます。ただし、 <u>退学までの学期の学費すべてが納入済みでなければ退学は認められません。</u> 学費を未納のまま離籍する場合は、「除籍」となります。 また、学則に基づき、以下のいずれかに該当する者は退学を命じられます。 ① 入学誓約書に違反した者 ② 性行不良で学生の品位を乱し、改善の見込みがない者 ③ 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者 ④ 正当な理由がなくて常に出席しない者 ⑤ 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
申請	在籍コースの履修指導学年担当と面談のうえ、春学期末での退学を希望する場合は9月上旬、秋学期末での退学を希望する場合は3月上旬までに『退学願』にて申請してください。なお、退学を命じられる場合はこの限りではありません。また、退学時には『学生証』も返却してください。

除籍

項目	内容
除籍とは	学則に基づき、以下のいずれかに該当する者は除籍を命じられます。 ① 行方不明の届け出があった者 ② 学費の納入を怠り、督促を受けても納入しない者 ③ 在籍年数が8年を越えた者 ④ 休学期間満了となっても復学等の手続きをしない者

停学

項目	内容
停学とは	学則に基づき、以下のいずれかに該当する者は停学を命じられます。 ① 学則にそむいた者 ② 学生の本分に反する行為があった者
期間	停学期間は在籍可能期間の上限8年に算入されますが、修業年限の下限4年には算入されません。

転部

項目	内容
転部とは	転部とは、在籍学部から他学部への移籍のことをいいます。 転部希望者には、移籍希望学部学科の定める選考（筆記試験・面接等）が課されます。なお、いずれの学部学科においても、当該年度に転部試験を実施するとは限りません。
学年	移籍後の学年は、原則として2年次とします。
学費	移籍先のコース・学年・学期に適用される学費を納入してください。

再入学

項目	内容
再入学とは	本学を退学した者（退学を命じられた者を除く）または、学費未納で除籍となった者が再入学を申請したときは、退学または除籍までの在籍期間を8年から除いた期間以内で卒業見込みのあるものに限り、選考のうえ再入学を許可されることがあります。
申請	春学期から再入学希望の場合は前年12月上旬、秋学期から再入学希望の場合は同年5月下旬までに申請してください。
学費	再入学するコース・学年・学期に適用される学費を納入してください。